



一時的な預かり



ファミリー・サポート・センターちくしの

☎ ファミリー・サポート・センターちくしの(9:00~17:30 土日、祝日、その他休館日を除く)
石崎1-1-2(市役所敷地内) ☎・FAX921-1396

地域の中で、子育てを手助けしてほしい人(おねがい会員)と子育ての手助けをしたい人(まかせて会員)が会員となって、子育てを助け合う有償ボランティア組織です。



ファミリーサポートのしくみ



会員になるには

おねがい会員

- 市内在住または在勤の人
- 生後3か月～小学校6年生までの子どもがいる人
- ファミサポの事業説明のある学習会を受講した人

まかせて会員

- 市内在住で、自宅で子どもを預かることができる人
- 健康で積極的に活動ができる20歳以上の人(資格は問いません)
- ファミサポの事業説明と学習会を5回(幼児安全法必修)受講した人

こんな時に利用できます

- 残業で保育所などのお迎えが間に合わないとき
- 買い物など短時間の外出の際の預かり
- 仕事やリフレッシュなどの預かり
- サッカーや英語など、習い事の送迎と前後の預かり
- 上の子どもの学校行事のときの下の子どもの預かり
- 保育所、幼稚園、学校の送迎と前後の預かり

利用料金

区分	料金(1時間)
① 月～土曜日 7:00～19:00	700円
② ①の時間外	900円
③ 日曜日、祝日	900円

※ファミリー・サポート・センターが行う援助は軽易で短期的、補助的なものに限ります。専門的な知識や特別な技能(スキル)が必要な援助を行うことはできません。

ファミリー・サポート・センター学習会

ファミリー・サポート・センターでは、子どもをちょっと預かってほしい「おねがい会員」、空いている時間に子どもを預かる援助をする「まかせて会員」の会員登録を兼ねて年16回程度の学習会を開催します。受講料、託児料は無料です。託児を希望する場合は、お早めに予約してください。会員登録をしていない人でも、子育て中の人、子育て支援に興味のある人はぜひご参加ください。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

☎ こども家庭課 ☎ 921-1308

「子育て短期支援事業」とは、保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、公的行事への参加などにより、子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、その子どもを児童福祉施設において養育するものです。

対象児童

満18歳未満の子ども

利用期間

1回につき7日間以内

利用料(1人1日あたり)

世帯区分	年齢区分(2歳未満)	年齢区分(2歳以上)
●生活保護世帯 ●市町村民税非課税世帯 (生活保護世帯を除きひとり親の世帯)	0円	0円
市町村民税非課税世帯 (生活保護世帯およびひとり親の世帯を除く)	1,100円	1,100円
その他の世帯	5,350円	2,750円

※宿泊を伴うため、最低でも2日分の金額がかかります。

※上記金額以外に実費がかかる場合があります(施設側で病院受診した場合など)。

※利用料は利用後に納付書を送付します。指定金融機関等で納付してください(利用料が発生する場合のみ)。

実施施設

対象	施設名	所在地
概ね2歳未満	乳児院 清心乳児園	三井郡大刀洗町大字山隈377番地
2歳から18歳未満	児童養護施設 清心慈愛園	三井郡大刀洗町大字山隈377番地
18歳未満	こどもと女性包括支援センターhalu	大野城市大城4丁目19番2

※各施設での送迎はありませんので、実施施設には保護者で送迎してください。

その他

詳細は市ホームページをご確認ください。



🌸 保育所の一時預かり(一時保育)とは

📍 一時預かり実施保育所

保護者のパート就労や疾病、出産などで一時的に家庭での保育が困難となる子どもを保育所で預かる制度です。

保護者のリフレッシュのため利用することもできます。預かることができる子どもは、生後50日から就学前までです。



ただし、障がい等または病気により集団保育が困難な場合は、お断りすることがあります。

子どもを預ける理由にもよりますが、原則として1週間に3日まで利用できます。詳しくは、事前の登録手続きの時間にお尋ねください。

出産や介護などで一時的に市内に在住する場合はご相談ください。

🌸 開所日と開所時間

①開所日/月～土曜日 ※日曜、祝日および年末年始、その他休所日などは休みになります。

②開所時間/7:00～18:00(ただし、土曜日は17:00まで)

※半日だけの利用も出来ます。予約時にお申し出ください。

🌸 利用料金

利用料金は次のとおりです。子どもを預ける時に保育所でお支払いください。

年齢区分 (利用月の初日)	利用負担金	
	日額	半日額
3歳未満	2,500円	1,300円
3歳以上	1,800円	1,000円

※生活保護世帯は、利用料が免除されます。

🌸 手続きなど

事前に利用する保育所に対して登録手続きが必要です。

手続きには、1週間程度必要です。余裕をもってお申し込みください。

- ①申請書の記入と提出(提出先:一時預かりを利用しようとする保育所)
- ②指定の病院での健康診断
- ③保育所での面接(保育台帳・健康診断書の提出)

※年度ごとに申し込み手続きが必要です。

また、実際に利用するためには、前日までに予約が必要になります。

🌸 一時預かり実施保育所一覧

	保育所名	住所	電話番号
公立	二日市保育所	二日市西2-2-3	922-3344
	街道保育所	永岡701-1	922-3077
	下見保育所	下見275-1	926-4600

※上記以外にも、一時預かりと同様のサービスを提供している届出保育施設があります。

🌸 病児保育

📍 病児保育実施施設・実施医院 または こども政策課 ☎923-1111(内線414~415)

病児保育とは、当面は病気の急変は認められず医療機関への入院の必要はないものの、集団生活が困難なため、保育所・幼稚園・小学校に通うことができない子どもを一時的に保育する事業です。



🌸 こんな人が利用できます

生後90日から小学6年生までの子どもが対象です。

🌸 利用できる時間は

平日8:30~17:30(※土日、祝日、その他休診日を除く)

🌸 利用料金

子ども1人につき1日2,000円

※利用日において、福岡県内にお住まいであれば無料となります。

※症状の急変により医療行為を行うことがあります。その場合の医療費は、利用料金には含みません。

🌸 利用の手続きについて

①事前に登録手続きが必要です。

子ども1人につき1枚の登録申込書を記入し、病児保育施設、または市こども政策課に提出してください。

②利用するためには、利用日前日までに利用希望の病児保育施設へ電話での予約が必要になります。

なお、利用者が多いとき、違う種類の感染症の子どもが先に予約しているとき、病児保育施設において治療が必要と判断したときは、利用をお断りする場合があります。

③利用申込書を記入し、利用日に病児保育施設に提出してください。また、子どもが病院などで治療を受けている場合には医師連絡票、投薬依頼書を提出してください。

※登録申込書、利用申込書、医師連絡票および投薬依頼書は、各病児保育施設と市こども政策課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

🌸 病児保育実施施設一覧

施設名	定員	電話番号	住所	実施医院(電話番号)
キッズケア二日市	4	924-2288	二日市北2-1-3	山田小児科医院(☎922-2665)
ちくしのキッズデイケアハウス	4	402-2251	美しが丘南7-2-2	もり小児科医院(☎926-8155)

※県内周辺市町村の病児保育施設も利用できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

病気の子どもは、心も不安定です。

ご利用いただいた日は、仕事などの用事をなるべく早めに切り上げてお迎えをお願いします。

